

改正後

(伐木等の業務に係る特別教育)

第十条 安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、
学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞ
れ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以
上行うものとする。

科目	伐木等作業 に関する知 識	範囲	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理 造材 の方法 下肢の切創防止用保護衣等の 着用	時間	四時間
	(略)				

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ
ぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間
以上行うものとする。

科目	伐木等の方 法	範囲	伐木の方法 かかり木の処理方法 造 材の方法 下肢の切創防止用保護衣等 の着用	時間	五時間
	(略)				

改正前

(伐木等の業務に係る特別教育)

第十条 安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、
学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞ
れ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以
上行うものとする。ただし、安衛則第三十六条第八号に掲げる業
務に従事する者のうちチェーンソーを用いて当該業務に従事する
者以外の者については、チェーンソーに関する知識及び振動障害
及びその予防に関する知識の科目の教育は、行うことを要しない
ものとする。

科目	伐木作業に 関する知識	範囲	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理	時間	三時間
	(略)				

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ
ぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間
以上行うものとする。ただし、前項ただし書に規定する者につい
ては、チェーンソーの操作及びチェーンソーの点検及び整備の科
目の教育は、行うことを要しないものとする。

科目	伐木の方法	範囲	大径木及び偏心木の伐木の方法 かか り木の処理方法	時間	四時間
	(略)				

(削る)

第十條の二 安衛則第三十六條第八号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法	二時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木の方法	胸高直径が七十センチメートル未満の立木の伐木の方法 かかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル未満であるものの処理方法	二時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	二時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間